

放送大学学園次世代教育研究開発推進委員会規程

令和6年3月5日  
放送大学学園規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学園次世代教育研究開発センター規程（令和6年放送大学学園規程第2号）第7条第2項の規定に基づき、放送大学学園次世代教育研究開発推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次世代教育研究開発センター（以下「センター」という。）に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 中期計画等の大学及び学園の経営方針、政府方針、国内外の研究動向等を踏まえた研究開発目標に関すること
- 二 公募による研究開発課題の審査・採択、進捗確認及び助言に関すること
- 三 外部との連携の推進に関すること
- 四 研究成果の実装に向けた調整及び全国展開の推進に関すること
- 五 その他センターの研究開発、研究成果の普及及び運営等に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 総務担当理事
- 二 財務担当理事
- 三 放送、情報担当理事
- 四 学務担当理事
- 五 学長が指名する副学長
- 六 センター長
- 七 副センター長
- 八 事務局長

(議長)

第4条 委員会に議長を置き、学務担当理事をもって充てる。

- 2 議長は、委員会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の出席者)

第5条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会に特定の事項を調査、審議させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、関係課室等の協力を得て、総合戦略企画室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (令和6年3月5日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 学習教育戦略研究所運営委員会規程（平成30年放送大学学園規程第1号）は廃止する。